

原爆症認定制度の抜本的改善に関する意見書

原爆被爆者に対する援護対策は「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」によって行われている。しかし、その対策の一つである原爆症認定制度は、認定基準が厳しく、被爆後62年たった今日も、多くの被爆者が多重がんなどで苦しんでいるにもかかわらず、現在認定を受けている被爆者は、被爆者健康手帳保持者の1%にも至っていない状況である。このことから、被爆者の多くは、病気の原因が被爆によるものであると国に認められることを切望している。

このような中、原爆症の認定について、国を相手に却下処分を取り消しを求める訴訟が全国各地で提起され、大阪、広島、仙台の地方裁判所においては原告全員が、また、名古屋、東京、熊本の地方裁判所においても多数の原告が勝訴判決を言い渡されている。

しかし、国はいずれも控訴し、高齢化し病弱な原告は裁判を重ねる時間がないという状況に追い込まれ、現に判決を聞くことができないまま亡くなられた原告もあり、まさに命をかけた闘いとなっている。

よって、国においては、司法の判決を認め、原爆被害が、熱線、爆風、放射線による広範囲かつ長期に及ぶ複合的被害であり、医学的にも未解明の被害であることを踏まえ、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 現在の認定基準を早急に見直すとともに、新しい認定基準を創設すること。
- 2 原爆症認定疾病を政令で定めること。また、その疾病及び障害は、病歴上ほかに有力な原因がなく、原爆放射線の影響が否定できない疾病及び障害で、かつ医療を要する状態であること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年 9 月20日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
厚生労働大臣	舩	添	要	一	様
衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様